平成20年9月11日(木曜日)第4号

〇議事日	程			平成20年9月11日(木曜日)第4号
日程第	1	開議宣告 議案第	4号	砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
		議案第	5号	条例の制定について 砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する を関われる
		議案第	6号	条例の制定について 砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等
日程第 日程第	2	議案第 1 議案第 1		に関する条例の一部を改正する条例の制定について 砂川市土地開発公社定款の変更について 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ
口任先	3	議案第1		砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ で 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ
日程第	4	議案第1	_	の
日程第	5	議案第1	-	ることについて 平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについ
- 1221		議案第1	_	て 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求め
		議案第1	9号	ることについて 平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求める
		議案第2	0号	ことについて 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求め
		議案第2	1号	ることについて 平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めるこ
		議案第2	2号	とについて 平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることに
日程第 日程第	6 7	報告第 報告第	1号 2号	ついて 平成19年度砂川市健全化判断比率の報告について 平成19年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告につい
日程第 日程第	8	報告第 報告第	3号 5号	て 平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について 監査報告
日程第1	_	報告第意見案第	6号	□ 日報日 例月出納検査報告 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書について
י מבוים	J	意見案第意見案第	2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書について 農業用生産資材高騰に関する意見書について
		意見案第閉会宣告		介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書について
	会諱	能に付した	事件	
日程第	1	議案第	4号	砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する 条例の制定について
		議案第	5号	砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
D 40 M	0	議案第	6号	砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する 条例の制定について 砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等 に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 日程第	2 3		6号 3号	砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について 砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等 に関する条例の一部を改正する条例の制定について 砂川市土地開発公社定款の変更について 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ
		議案第 1	6号 3号 4号	砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について砂川市土地開発公社定款の変更について砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
		議案第 議案第1 議案第1	6号 3号 4号 5号	砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する 条例の制定について 砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等 に関する条例の一部を改正する条例の制定について 砂川市土地開発公社定款の変更について 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて で 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて で 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
日程第	3	議案第 議案第1 議案第1 議案第1	6 5 5 5 6 6 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について 砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等 に関する条例の一部を改正する条例の制定について 砂川市土地開発公社定款の変更について 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて ででですることについて
日程第日程第日程第	3	議案第 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	6 5 5 6 7 5 6 7	砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する 条例の制定について 砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等 に関する条例の一部を改正する条例の制定について 砂川市土地開発公社定款の変更について 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第日程第日程第	3	議案第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	6 34 5 6 7 8	砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について砂川市土地開発公社定款の変更につき同意を求めることについて砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて可成19年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
日程第日程第日程第	3	議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議	6 34 5 6 7 8 9 0 号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号号	砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について砂川市土地開発公社定款の変更につき同意を求めることについて砂川市教育委員の任命につき同意を求めることについて砂川市教育委員の任命につき同意を求めることについて砂川市教育委員会委員の選任につき同意を求めることにつれてでででででででででで、19年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについてでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
日程第日程第日程第	3	議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議	· 号 号号 号 号 号 号 号 号	砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について砂川市土地開発公社定数の変更につき同意を求めることについて砂川市教育委員の任命につき同意を求めることについて砂川市教育委員の任命につき同意を求めることについて砂川市固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについて砂川市固定資産評価審査委員の選任につまた。といてででは19年度砂川市一般会計決算の認定を求めることにつて平成19年度砂川市とと原等事業特別会計決算の認定を求めることについて平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めることについて平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてでは19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてででは19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてでは19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてででは19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてでは19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてででは19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を改らについて
日程第日程第日程第	3 4 5	議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議	· 号 号号 号 号 号 号 号 号	砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について砂川市土地開発公社定款の変につきます。 とについて砂川市教育委員の任命につき同意を求めることについて砂川市教育委員の任命につき同意を求めることについて砂川市固定資で価審査委員の選任につき同意を求めることについて平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることにで収19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて平成19年度砂川市大護保険特別会計決算の認定を求めることについて平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて
日日日日程程第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	3 4 5	議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議	· 号 号号 号 号 号 号 号 号号	砂川市議会、政務調査費のでは関する条例の一部を改正する条例の制定に対する条例の制定に対する条例の制定に対する条例の制定に対する条例の制定に対する条例の制定に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、
日程第日程第第第第第第	3456	議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議報報報報第第第第第第第第第第第第第第第第第	· 6 34 5 6 7 8 9 0 1 2 12 35,号 号号 号 号 号 号 号 号 号 号号	砂川市議会会の一部議会会の一部議会会の一部を改正する条例の制定に対する条例の制定に対する条例のの制定に対する条例のの制定に対してのいて、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	3 4 5 67 89	議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議	· 6 34 5 6 7 8 9 0 1 2 12 3561,号 号号 号 号 号 号 号 号 号 号号号号号	砂川市議会会の場合では、
日 日 日 日日 日日 日日 程程 程程 程程 第二第二第二第二第二第二第二第二第二第二第二第二第二第二章 第二章 第二章 第	3 4 5 67 89	a 議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議	· 6 34 5 6 7 8 9 0 1 2 12 356123,号 号号 号 号 号 号 号 号 号号号号号号号	砂川市議会会の一部議会を開からいて、 一部議会を開からいて、 一部を改力の制定に対する条例の一部を改力の制定に関する条例の制定に対して、 一部を会条例及び非常勤に関する条例の一部を改力のである。 一部を会条例及び非常勤に関する条例の一部を会条例の制定にでする。 一部を会条例のよび非常動に関する条例の一部を改力のである。 一部を会系ののでは、できる。 一部を会のでは、できる。 一部を会系ののでは、できる。 一部を会系のでは、できる。 一部ででは、できる。 一部ででは、できる。 一部では、できる。 一部では、できる。 一部では、できる。 一部では、できる。 一部では、できる。 一部では、できる。 一部では、できる。 一部では、できる。 一部では、できる。 一部では、できる。 一部では、できる。 一部では、では、できる。 一部では、できる。 一の報告に、できる。 一の報告に、できる。 一の報告に、できる。 一の報告に、できる。 一の報告に、できる。 一では、できる。 一ででは、できる。 一では、できる。 一では、できる。 一では、できる。 一では、できる。 一では、できる。 一では、できる。 一では、できる。 一では、できる。 一では、できる。 一では、できる。 一では、できる。 一では、できる。 一では、できる。 のいは、できる。

〇出席議員(14名) 副議長 議員 谷野 北矢増中 夫司 君君君君君君 男介彦 君君君君君 文裕吉清弘 東武飯吉尾辻 田 # p 章美昭 [澤浦崎 萌 田 少子夫勲 江瀬 やす 静 土 田 政 己 君 黒 君 沢 田 広 志 君

〇欠席議員(0名)

出 1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のどおり である。 勝 市 菊 谷 砂 Ш 長 利 砂川市教育委員会委員長砂川市選挙管理委員会委員長砂川市選挙管理委員会委員長 佐 藤 正 郎 奥曽 ılı 昭 我 治 彦

砂川市農業委員会会長 奥 山 俊 二 2.砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。 幸 副市長 原

市立病院長 熊 豊 総務部長

善 雅 文 畄

兼会計管理者 市民部長 井栗 也司 上 経済部長 井 建設部長建設部技監 西 剪 孝 行 金 \blacksquare 憲 市立病院事務局長 小 治 市立病院事務局審議監 佐 藤 進 市立病院事務局技監 中 夫 信 総務課長 木 繁 広報広聴課長 浅

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。 教育長 四 反 田 孝 治 教育次長 森 下 敏 彦

砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。 監査事務局局長 中 出 利 明

砂川市監督委員の安任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。 監査事務局局長 中 出 利 明 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。 選挙管理委員会事務局長 善 岡 雅 文 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。 農業委員会事務局長 栗 井 久 司 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

長長 務 烏 事 角 誠 務 次 加茂 谷 和 夫 Þ 庶務係長 佐 |木川 人 苗[♀] 純 早

議事係長 午前10時00分 開議

◎開議宣告

議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。 議事日程はお手元に配付のとおりであります。 直ちに議事に入ります。 〇議長

砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に 関する条例の制定について ◎日程第1 議案第4号

議案第5号 砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改

正する条例の制定について 砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の 議案第6号 給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

〇議長 北谷文夫君 日程第1、議案第4号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第5号 砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括議題とします。 各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

〇総務部長 善岡雅文君 (登壇) それでは、私のほうから議案第4号、5号、6号についてご説明を申し上げま

。 まず 議案第4号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明を申し

まず、議案第4号 砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及ひ貸用开頂に関する案例の制定についてこれのでする上げます。 制定の理由は、地方自治法の一部が改正され、地方公共団体の議員の報酬に関する規定が他の非常勤職員の報酬に関する規定から分離されるとともに、報酬の名称が議員報酬に改められたことから、議員報酬等に関する規定を砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例から分離し、新たに本条例を制定しようとするものでは、日本

なお、条例の内容につきましては、砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例に規定されていた内容と同様となっているものであります。 裏面をお開きいただきたいと存じます。第1条は、趣旨であり、この条例は、地方自治法第203条の規定により、市

```
会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。
第2条は、議員報酬であり、議長、副議長及び議員の議員報酬の額をそれぞれ定めるものであります。
第3条は、議員報酬支給の始期及び終期であり、第1項は新たに就任した場合及び職務の異動があった場合の支給
ついて、第2項は退任した場合、第3項は死亡した場合の支給について定めるものであり、第4項は日割りによる
 議会議員の議員報酬、
について、第2項は退任した場合、
支給について定めるものであります
   給について定めるものであります。
第4条は、議員報酬の支給時期であり、議員報酬は、市長が定める日に毎月支給するものであります。
第5条は、期末手当であり、第1項は基準日を、第2項は支給額及び支給割合を定めるものであります。
第6条は、期末手当の支給時期であり、期末手当は6月及び12月の議員報酬支給の日にこれを支給するものであ
第6条は、期末手当の支給時期であり、期末手当のであるものであるものである。ます。第7条は、旅行による費用弁償であり、青田弁償の額及びその基準を規定したものであります。第8条は、会議等出席の費用弁償であり、市議会議員が議会の会議または委員会等に出席したときは、費用弁償の変別であります。第9条は、会議等出席の費用弁償の支給時期は、旅費条例の適用を受ける職員の例によるせて旅費条例による議員報酬、期末手当及び費用弁償の支給時期にあわせて支給のでありますが、会議等出席の費用弁償の支給時期は、旅費条例の適用を受ける職員の例によるせて支給のでありますが、会議等出席の費用弁償の支給時期は、旅費条例の適用を受ける職員の例によるせて支給のでありますが、会議等出席の費用弁償の支給時期にあわせて支給のでありますができることとするものであります。第10条は、支給方法であり、この条例の規定による議員報酬、期末手当及び費用弁償の支給方法については、この条例に定めのあるものを除くほか、一般職の職員の例によることとするものであります。第11条は、委任であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。附則第1項は、経過時間の取り、第2項は平の表別の表別の主での期末手当の支給割合について、第3項は期末手当の在任期間の取り、第2項は平の表別は事ます。第1項は期末手当の在任期間の取り扱いにつまります。第1項は期末手当の在任期間の取りで非常勤のもら及び費用弁償に関する条例の一部改正であり、議員報酬に関する規定を削除し、行政委員及び附属機関の委員の報酬等の根拠規定を改正し、議員報酬に係る、かかわる部分を削除するものであります。
 ものであります。
 。期末手当に関する第5条及び第6条を削除し、第8条及び第10条について条文の整理を図り、第1条までの規定
を2条ずつ繰り上げるものであります。
   ・2余9 つ繰り上りるものであります。
別表につきましては、議員の報酬額にかかわる部分を削除するものであります。
附則第5項は、砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の廃止
あり、当該一部改正祭のでは、14年月1日から期末手の支給割合を関する条例のとなっておりますが、この
 であり、当該一部改正条例は平成21年4月1日から期末手当の支給割合を改正する内容となっておりますが、この
条例の第5条及び附則第2項において規定したことから、施行日が到来していない当該一部改正条例を廃止するもの
 であります。
              よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます
   続きまして、議案第5号 砂川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでござ
 います。
 るう。
改正の理由は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。
次ページをお開き願いたいと思います。附属説明資料でご説明を申し上げますが、第1条、趣旨、この中でアンダ
ーライン部分、第100条第13項及び第14項を第100条第14項及び第15項に改正するものであり、これに
できましても新たにも方は出土さ
国の移動による改正であります。

項の移動による改正であります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案第6号 砂川市特別職報酬等審議会条例及び非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方自治法の一部が改正され、対話とお知じ、対策に関する規定が他の非常勤職員の報酬に関する規定が他の非常勤職員の報酬に関する規定が他の非常勤職員の報酬に関する規定が他の非常勤職員の報酬に
関する規定から分離されるとともに、報酬の名称が議員報酬に改められたことから、引用する条項及び報酬の名称を改正しようとするものであります。
裏面をお開きいただきたいと存じます。第1条は、砂川市特別職報酬等審議会条例の一部を、一部改正であり、第2条中議会の議員の報酬等の、報酬の額を議会議員の議員報酬の額に、報酬等を議員報酬等に改めるものでありま
 す
   。
第2条は、非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の一部改正であり、第1条中第203条を第203条の2に改め
 るものであります。
るものにあります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第4号から第6号まで一括質疑に入ります。
    質疑ありませんか。
  [「なし」と呼ぶ者あり]
   これで議案第4号から第6号までの質疑を終わります。
続いて、議案第4号の討論に入ります。
討論ありませんか。
```

これより、議案第6号を採決します。 本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり〕 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。 ◎日程第2 議案第13号 砂川市土地開発公社定款の変更について 北谷文夫君 日程第2、議案第13号 砂川市土地開発公社定款の変更についてを議題とします。 提案者の説明を求めます。 経済部長。 経済部長。
〇経済部長 栗井久司君 (登壇) 議案第13号 砂川市土地開発公社定款の変更についてご説明申し上げます。砂川市土地開発公社の定款変更について、公有地の拡大の推進に関する法律第14号第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。変更の理由でごいますが、公有地の拡大の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本定款を変更するものであり、変更箇所につきましては議案第13号附属説明資料砂川市土地開発公社定款新に対りに設ままり、公有地の拡大の推進に関する法律を含む関係法律整備法が平成20年12月1日より施行されることから、本定款に定める役員の職務及び権限を規定している第7条第4項は、土地開発公社の役員のうち監事の職務を規定していた民法第59条が削除され、変更後は公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項において監事の職務が明記されることに伴い、変更するものであります。
附則として、この定款は、平成20年12月1日から施行するものであります。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
失礼いたしました。訂正させていただきます。公有地の拡大の推進に関する法律第14条を第14号と読み違えました。 した。 失礼しました。 14条に訂正いたします。公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定でございます。 〇議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。 | 「ないのではなかのではない。 「「なし」と呼ぶ者あり」 | 計論なしと認め、これで討論を終わります。 これより、議案第13号を採決します。 本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ご異議なし」と認め、本案は原案のとおり可決されました。 暫時休憩します。 休憩 午前10時15分 〔教育長退場〕 再開 午前10時16分 〇議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。 ◎日程第3 議案第14号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めるこ とについて 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めるこ 議案第15号 とについて 〇議長 北谷文夫君 日程第3、議案第14号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案15号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2件を一括議題とします。 提案者の説明を求めます ○市長 菊谷勝利君 (登壇) 議案第14号。ただいま上程をいただきました砂川市教育委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます四反田孝治氏は平成20年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、次の者を任命をいたしたいと存じます。 引き続きまして四反田孝治氏にお願いをいたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。 なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いをいたし たいと存じます。 続きまして、議案第15号。ただいま上程をいただきました砂川市教育委員会委員の任命についての同意を求める 案件でございますけれども、現委員でございます佐藤正一郎氏は平成20年9月30日をもって任期が満了となりま またじませた。 またじませた。 すので、地方教育では公園である。 これでは、 と存じます。 記名してございます山田巌氏にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。 なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いをいたしたいと存じます。 〇議長 北谷文夫君 これより議案第14号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。 十安本 「「安のとおり同意することにご異議ありませんか。 暫時休憩します。 休憩 午前10時18分 〔教育長入場〕 〔教育長あいさつ〕

「山田教育委員入場」 [山田教育委員あいさつ] [山田教育委員退場] 再開 午前10時21分 ○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。 議案第16号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同

議念表別の名目とについて 音を求めることについて 日程第4、議案第16号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること 北谷文夫君 〇議長 についてを議題とします。 提案者の説明を求めます

〇市長。 菊谷勝利君 (登壇) 議案第16号。ただいま上程をいただきました砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます堀下義雄氏は平成20年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、次の者を選任をいたしたいと存じ ます

g。 引き続きまして堀下義雄氏にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。 なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いをいたし たいと存じます。

議長 北谷文夫君 これより議案第16号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり〕 〇議長

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第17号 平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求めるこ

マルス・シート とについて マ成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認 議室第18号

ース 定を求めることについて 平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定 議案第19号

を求めることについて 一成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認 定を求めることについて 議案第20号

平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を 議案第21号 求めることについて

平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求め 議案第22号

職条第22号 平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて 〇議長 北谷文夫君 日程第5、議案第17号 平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて、議 案第18号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて、議 年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第19号 平成19 年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて、議案第20号 平成19年度砂川市老人医療事業 特別会計決算の認定を求めることについて、議案第21号 平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて、議案第22号 平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについての6件を一括議 題とします。 各議案に対する提案者の説明を求めます。 終務部長。

(登壇) 議案第17号 平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

総務部を長。 善岡雅文君 (登壇) 議案 第 1 7 号 中医砂川市 一般会 会に とに の会会に とに を存いて で で が 1 8 巻 1 7 号 中医砂川市 一般会 会に とに が 1 9 年度 砂川市 一般会 会に とに が 1 9 年度 砂川市 と 1 2 5 9 万6 名 7 5 9 年度 ひ 1 3 3 5 4 年 1 7 号 9 年度 ひ 1 3 3 5 4 年 1 7 5 9 年 2 5

以上、19年度一般会計決算の概要について申し上げましたが、6ページから13ページには一般会計歳入歳出決算書、14ページから17ページには一般会計歳入歳出款別決算内訳書、18ページから265ページには予算書に基づく一般会計歳入歳出決算事項別明細書、266ページには実質収支に関する調書、267ページから281ページには各表に基づく一般会計決算説明書、492ページから498ページには財産に関する調書を添付してございますので、ご言となるよろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。 すので、ご高覧をいただき、よ 〇議長 北谷文夫君 市民部長 〇市民部長 井上克也君 (登申し上げます。

(登壇) 私から議案第18号、議案第20号、議案第第21号の3議案についてご説明

初めに、議案第18号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上 げます

あります。給付状況では、一般分の療養給付費で8億4,431万5,996円、高額療養費で1億684万8,773円、退職者の療養給付費で7億758万934円、高額療養費で4,499万9,882円となり、保険給付費は前年度に比べ5.3%の増となったところであります。なお、歳入総額25億2,648万4,068円に対し、歳出総額25億1,830万3,815円となり、差し引き818万253円を翌年度に繰り越したところでありま す

げます

及練り上が几角では、100万円、000円には、100円で

す

き、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。 〇議長 北谷文夫君 建設部長。 〇建設部長 西野孝行君 (登壇) 議案第19号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについてご説明いたします。 決算書の351ページ、決算の概要をごらんいただきたいと存じます。初めに、一般概要についてでありますが、公共下水道整備事業は昭和54年度から流域下水道工事と並行して補助事業及び単独事業を行うとともに、事業区域の拡大を図りながら整備を推進し、平成19年度末現在の下水道普及率は92.4%となりました。これに伴い、水洗化率は96.7%となり、下水道施設の効率的活用に努めてきたところであります。また、個別排水処理施設整備事業につきましては、平成8年度から事業に着手し、生活環境の整備、改善と生活排水の適正な処理を図るため合併処理浄化槽の普及に努めてきており、平成19年度末現在で120基設置したところであります。平成19年度の収支としましては、歳入総額14億8,137万4,481円に対し、歳出総額は14億8,048万5,274円となり、繰越明許費財源5,000円を含めまして、差し引き88万9,207円を翌年度へ繰り越したところであります。

・ 歳入につきましては、分担金及び負担金が1,774万5,320円で構成比1.2%、使用料及び手数料は4億1,624万3,220円で構成比28.1%、国庫支出金は2,000万円で構成比1.4%、繰入金は2億9,356万7,000円で構成比19.8%、諸収入は665万7,368円で構成比0.4%、市債は高資本費対策借換債、公的資金補償金免除借換6も含めまして7億2,600万円で構成比49.0%、前年度繰越金は116万1,573円で、歳入総額は14億8,137万4,481円となり、前年度に比べ2億8,653万1,399円の増となったところであります。 _{す。} 歳入につきましては、

1,573円で、威人総額は14個8,13/刀4,401円になり、同子及に配った。このでは、この増となったところであります。 次に、歳出でありますが、下水道費は1億9,864万9,115円で構成比13.4%、個別排水処理事業費は1,102万1,103円で構成比0.8%、公債費は公的資金補償金免除繰上償還を含めまして12億7,081万4,236円で構成比85.8%、諸支出金は820円で、歳出総額は14億8,048万5,274円となり、前年度に比べ2億8,680万3,765円の増となったところであります。 以下、352ページから395ページまでは関連する調書でありますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議くださいますよるお願い申し上げます。

989万8,000円、国庫補助金3,995万円、一般会計出資金1億3,892万7,000円及び寄附金365万であります。失礼しました。365万円であります。資本的支出は13億9,036万5,000円で、内訳は改築事業費1億7,011万円、資産購入費2億9,682万6,000円、住宅改築費2,758万8,000円、建設利息4万1,000円、企業償還金8億8,579万5,000円及び投資1,000万5,000円であります。また、企業債未償還残高は、20億1,819万4,000円となっております。以上が決算の概要でありますが、なお24ページから32ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

監査委員。 〇監査委員 奥山 昭君 (登壇) 地方自治法第233条、失礼しました。地方自治法第233条第2項及び同法 第241条第5項の規定により審査に付されました平成19年度の一般会計、各特別会計の決算及び基金の運用状況

の概要についてご報告申し上げます。 決算審査は、提出された各会計の決算書、同事項別明細書、決算関係附属書類、財務諸表及び附属説明資料等に基づき、計数の正確性、適法性を確認するとともに、適正で経済的かつ効率的な予算執行に主眼を置いて審査を行った 結果、各会計とも計数は正確で適切に処理されており、財産の管理事務も適正に行われていることを認めたところで

一版云訂は、蔵人総額が109億5,484万9,024円、歳出総額は107億4,925万8,354円で、差し引き2億559万670円の剰余金を計上する決算となっております。歳入の財源別構成比で見ますと、自主財源は42,5%、依存財源は57,5%であります。 次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は、海海線の原源。

差し引き2億559万670円の剰余金を計上する決算となっております。歳入の財源別構成比で見ますと、自主財源は42.5%、依存財源は57.5%であります。次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は、歳入総額25億2,648万4,068円に対し、歳出総額は25億1,830万3,815円で、差し引き818万253円の剰余金を計上。下水道事業特別会計は、歳入総額14億8,137万4,481円に対し、歳出総額は14億8,048万5,274円で、差し引き88万9,207円の剰余金を計上する決算となっております。また、老人医療事業特別会計は、歳入総額24億9,063万7,940円に対し、歳出総額は24億9,809万1,617円で、差し引き745万3,677円の不足が生じ、翌年度繰り上げ充用金により充用しております。介護保険特別会計は、歳入総額12億8,695万6,939円に対し、歳出総額は12億7,642万9,427円で、差し引き1,052万7,512円の剰余金を計上しております。以上が一般会計及び特別会計の決算審査の概要でありますが、今後におかれましても健全な財政運営と効率的な行政の確保に努められるよう望みまして、報告といたします。

政の確保に努められるよう望みまして、報告といたします。 〇監査委員 辻 勲君 地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付されました平成19年度の病院事業会計の決算審査の概要についてご報告申し上げます。 決算審査は、提出されました病院事業決算書、財務諸表及び附属説明資料等に基づき、計数の正確性、適法性を確認するとともに、適正で経済的かつ効率的な予算執行に主眼を置いて審査を行った結果、計数は正確で適切に処理さ

れており、財産の管理事務も適正に行われているところを、行われていることを認めたところであります。 病院事業会計の業務量における年間患者数は、入院、外来ともに減少しており、病床利用率も前年を下回っておりますが、当年度の経営成績においては597万7,770円の純利益を計上することとなり、前年度以前からの建設改良積立金12億6,771万円に当年度未処分利益剰余金15億5,529万9,782円を合計しますと、利益剰余金の合計は28億2,300万9,782円を計上する決算となっております。病院の経営環境は厳しいものがありますが、基幹病院として患者のニーズにこたえ、住民に信頼される医療機関としてなお一層の努力を期待し、報 告といたします 〇議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

初めに、議案第17号の総括質疑に入ります 質疑ありませんか。

土田政之議員。

〇土田政己議員。(登壇) ただいま上程されました議案第17号、すなわち平成19年度砂川市一般会計決算について総括質疑をさせていただきます。 平成19年度決算は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、財政健全化判断基準が明らかになっ

たもとでの各自治体の決算で、非常に関心が高まっている中の決算審議でありますので、次の大きな5点について質 疑をさせていただきます。

乗されていたにさまり。 第1点目は、先ほど報告ありましたように、市税についてでありますが、自主財源の中心である市税が歳入全体の中で20.5%を占め、前年比で6.6%の伸びとなっております。中でも個人市民税が27%増になっておりますが、法人市民税や固定資産税が減っている状況であります。お伺いしたいのは、市民税の不納欠損についてであります。前年度比284%の増加となっており、中でも固定資産税は前年度比513.2%と大幅な増となっております。これは、自主財源の中心である市税が滞納されているということは極めて大きな問題もありますので、その要因とこれまでの対応についてお伺いたとます。

す。これは、自主財源の中心である市税が滞納されているということは極めて大きな問題もありますので、その要因とこれまでの対応についてお伺いいたします。 とこれまでの対応についてお伺いいたします。 あわせて、収入未済額も1億6,000万円を超えておりますので、その要因についても伺いたいと思います。 第2点目は、歳出の中で民生費の社会福祉の中で後期高齢者医療制度の導入に伴う準備費として北海道後期高齢者 医療制度、医療広域連合負担金、あるいは後期高齢者医療制度導入に要する経費、創設準備に要する経費などが支出 されております。そして、本年度4月から後期高齢者医療制度が実施されましたけれども、この実施に伴い、この制度への国民の批判が非常に大きくなってきており、制度の中止や廃止を求める世論が大変大きくなり、参議院では廃止と案が可決されるような状況になっております。現時点でのこの後期高齢者医療制度への評価についてお伺いした

度への国民の批判か非常に入さいるのでは、現時点でのこの後期高齢者医療制度への評価についてお伺いしたいと思います。現時点でのこの後期高齢者医療制度への評価についてお伺いしたいと思います。第3は、元か処理費をでいております。このでは、大変を表記を行っております。第3は、元がり、世の中の負担金で、内経営状況としているの処理費を委託を行っておりまり31度になるの状況に約70億円となっております。このまますと、ならの処理を要託を当期損失額価格を絶対31億円、借入金の状況に約70億円となっております。このまままりますと、なり20円、10年4月から2年間25%、保険3年間58%値上げするが、処理単価は改善されても依然として廃棄棄物。先月市る対不足し、コークスなどの物価高騰からありましたければも、今後このエコバレーはどう、不足し、コークスなどの物価高騰からありましたければしました。のように報告、ののが出場の話なども免害がありましたければしました。あります。私たちは、2.を持ちまでである。11年の撤退の話などもかお信いしたいと思います。2.を持ちまでであるのからは無駄だの事では表記であります。私たちは、2.を持ちまでであるのがお信いしたいるのがお信いしたいと思います。本年6月ままでまず。私たちは、2.を持ちまでであるのかお信いしたいのとないままでは、11年であります。11年である。11年である。11年では、

○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 私のほうから、平成19年度不納欠損額の大幅増加の要因及び収入未済額の解消対策についてご答弁を申し上げます。 市税の平成19年度の不納欠損額は、市民税で1,003万5,086円、固定資産税3,892万2,419円、軽自動車税15万2,200円、都市計画税412万2,495円で、合計5,323万2,200円となっております。昨年が1,386万1,209円でございました。差し引き約3,937万円増加しているところでございます。 います

○議長 北谷文夫君 建設部技監 ○建設部技監 金田芳一君 (登 x血。 (登壇) 私のほうから南1丁目線通り街路工事調査資料についてご答弁を申し上げま す

て無駄な調査ではありませんので、二理解をいたたきたいと存します。
〇議長 部長 栗井久司君 (登壇) 私のほうからは、農地・水・環境保全活動支援事業に要する経費で昨年実施 また土に書き、日本 では、農地・水・環境保全活動支援事業に要する経費ででは、 年本 では、 一本 では、 一

通行する人の潤いといやしによる貢献もあり、費用対効果の面におきましても当該事業実施により十二分の成果が上がっていると判断し、事業目的は達成されていると評価しているところでございます。
次に、個々の農家の取り組み、参加状況でございますが、市内農家数319戸のうち7つの活動組織に参加している農家戸数は231戸で、参加率72%となっております。今後の取り組みにつきましても、前段でご説明申し上げたとおり、事業成果が上がっておりますので、5年間の事業期間でございますので、自主的に取り組まれる活動組織に引き続き当該事業の継続について実施方協議してまいりたいと考えております。
以上でございます。

以上でございます。 〇議長 北谷文夫君 土田政己議員

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。 ○土田政己議員 詳しい答弁いただきました。ご答弁いただきました。決算委員会もありますので、簡潔に幾つかお伺いいたしたいと思うのですけれども、第1点目の税の滞納問題は大変なことなのですけれども、ただ私も裁判やって、そして取りなさいということを言っているのではなくて、差し押さえを実施するという、以前もなのです、悪質な場合は差し押さえも実施するということなのですけれども、やっぱり今の経済事情も反映していること、先ほど聞きますと、倒産だとかいろんな事情が多いわけですから、経済事情もあることだというふうに思いますし、これからも非常に厳しくなるだろうという中で職員の皆さんが大変ご苦労されていることはよく理解をしております。そこで、お伺いしたいのは、今まで余り差し押さえというのがなかったのですが、先ほど部長から答弁ありましたよっに、もしわかればその差し押さえのような件数がどの程度あるのかだけお伺いしたいというふうに思っております。

いただきます

〇議長 北谷文夫君 土田政己議員の2回目の質疑に対する答弁は、午後1時から行います。

午後1時まで休憩いたします。

土田政己議員の2回目の質疑に対する答弁を求めます。

総務部長。 ○総務部長 善岡雅文君 19年度の差し押さえ件数でございます、市税の。これについては27件でございまして、平成17年度からは給与、それから預貯金等の差し押さえもあわせて行ってきているところでございます。 ○議長 北谷文夫君 副市長。 ○副市長 小原幸二君 (登壇) 私のほうから、ごみ処理に係るエコバレーの動向も含めた今後の対応というよ

- 私のほうから、ごみ処理に係るエコバレーの動向も含めた今後の対応というよう

農地・水・環境保全活動支援事業で農村環境整備とともに周辺地域の環境整備を同時に行うことで一般消費者による地産地消にも結びつき、さらに当該事業の効果もあり、地域の農業振興施策の一環として継続方関係者の皆様と協議をいたしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。 〇議長 北谷文夫君 市長。

市長。(登壇)

大きな不納欠損が出てくるような可能性があるのかどうなのかという点と、こういうやり方が、次にお伺いするのですけれども、交付税、地方交付税の関係に影響してこないのかなというふうに思っているのですけれども、その辺がどうなのかもお伺いしたいと思います。 続いて、交付税の関係なのですけれども、今回先ほども言ったとおりに市税は1億4,000万ほどの増となって、大幅な増になります。交付税の交付というのは、大体引き算で基準財政需要額引く基準財政収入額で出てくるわけですけれども、今年度のように、19年度のように14億円も予算規模が変わっても平成18年度の交付税額、引き算の結果ですけれども、ほとんど需要額、収入額が同じで交付税も同じというような状況になっているのですけれたも、この辺の理由をお伺いをしたいと思っております。 それから、交付税でもう一点なのですけれども、19年度の交付税額を見ると、特なも含めてですが、40億ちと

うふうに思います。

算としてこのぐらいの予算を確保しますと、ところが決算になったらこの分が不用になりましたということになるわけです。これ言い方によってみれば、予算の配分が本当にきちっとなっていたのかどうかという評価につながると私は思っているのです。降雪量の関係で5,000万とか、いろいろなお話がありました。これ仮にその予算をもう少しきちっきちっと立てていったときには、この不用額というのは少なくなってもいい要素だと思うのです。つまりおは、つ00万円あるわけです。その中にはどうしても不用になるものというのは、これだけはとっておかなければならないものというのはあるのかもしれません。ただ、一つ一つのものを精査していったときに、数千万の単位でのお金を違う事業に使えるという可能性は出てきているのではないかというふうに思うわけです。その辺のところは、私のこの認識というのは間違っているのかどうか、2回目にお伺いをしたいと思います。 〇議長 北谷文夫君 小黒弘議員の2回目の質疑に対する答弁は、休憩後に行います。 10分間休憩いたします。 休憩 午後 1時58分 再開 午後 2時08分

北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

総括質疑を続けます。

小黒議員の2回目の質疑に対する答弁を求めます。 総務部長。

れで議案第17号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第18号の総括質疑に入ります。 質疑ありませんか。 中江清美議員。 〇中江清美議員は「登壇」 それでは、私は国内 ・中江清美議員。(登壇) それでは、私は国民健康保険の特別会計について何点か総括質疑をしたいと思います。 平成19年度は、保険税率の上がった年でありますので、収入としてはふえているのですが、歳入はふえているの

ですけれども、ただ全国的にこの国保料の問題というのは結構出されておりまして、滞納者がふえていたり、保険料を払えなくて資格証明書とか短期証の交付につながることが多い傾向にあるということで全国的に国保の関係では出されているのですけれども、砂川市の場合はそういう19年度の決算の中でどういうような状況になっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。 あと、2点目としては、先ほど、今もいろいろ不納欠損のことで議論あったところなのですが、国民健康保険税も今年度は例年になく多い額なものですから、監査の報告の中で時効完成とか執行停止によるものであるということなのですが、この点もっと具体的に内容をお伺いしたいと思いますし、あとまた今後滞納金とか、それについても先ほど市税の中で議論されていた内容で同じような回答が来るのかなというふうには思っておりますが、やはりは早の健康を守る保険 大変重要な全計なものですから その点についてもお伺いしたいと思います やはり住民の健康を守る保険、大変重要な会計なものですから、その点についてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。 ○市民部長 井上克也君 (登壇) 平成19年度に保険税が上がったことによる資格証明書及び短期被保険者証の本市の交付状況について、まずご答弁申し上げます。 資格証明書につきましては、1年以上の滞納などが交付基準となっておりますので、平成20年度の交付数が確定していない状況での判断は難しいところでありますが、年度当初の5月1日現在の交付数を比較いたしますと、平成18年5月1日現在では120世帯、平成19年5月1日現在では123世帯、平成20年5月1日現在では116世帯となっておりますので、この数字から想定いたしますと国保税を上げたことによる資格証明書交付の影響は小さかったものと推察しているところであります。また、短期被保険者証につきましては、平成18年5月1日現在で84世帯、平成19年5月1日現在で92世帯、平成20年5月1日現在で81世帯となっておりますので、被保険者証、短期被保険者証につきましても影響は小さかったものと推察しているところであります。資格証明書及び短期被保険者証の交付においては、国保税を納めていただいております世帯との整合性を図りながら、滞納世帯の状況を十分に考慮して交大表君 総務部長。 ○総務部長 善岡雅文君 (登壇) 私のほうから、不納欠損額の大幅増加の要因及び未済額の解消対策についてご答弁を申し上げます。

答弁を申し上げます

答弁を申し上げます。 国保税の平成19年度の不納欠損額は3,313万6,562円で、昨年が1,238万6,843円でありましたので、約2,075万円増加しております。昨年と比べ大幅に増加となった、増額となった理由としましましておりままで納税義務者の死亡や転出先不明者など極めて限定的なものを対象に実施してまいりましたが、国民健康保険がは収納率に応じて調整交付金のペナルティーが定められており、平成19年度までは当該年度課税分の93%以上でペナルティーのない収納率でありました。今後の方針として、過去の未納額である滞納繰り越し分の収納率も加えて一定の率を定めようとする動きがあることから、国保税の収納対策には滞納繰越額の縮減も必要となったところあります。そのため、平成19年度の不納欠損に対する考え方を地方税法第18条に基づき消滅時効である平成14年度以前の滞納分の約8,200万円を対象に一部納付や滞納処分等で時効が中断しているものを除き、主に地方税法第15条の7、執行停止の要件に該当するものを抽出した中で整理を進めてまいりました。具体的には一般会計の市税と同様な考え方で欠損の該当者としたところ、欠損額は116件で3,313万6,562円となりました。内別りましては、市内居住者が87件の2,667万1,562円、市外の者が31件で646万5,000円であります。 ます

るす。 また、欠損金の処理でありますが、地方税法の規定により時効により納税義務が消滅したり、滞納処分をすることができない要件に該当し、一定の期間が経過したものについては滞納している税は徴収することができなくなります。そのため、徴収できなくなった税金は欠損処分することで滞納税額より除外することとなります。すなわち、1 9年度中に欠損処分した税額について年度末に不納欠損額として決算処理をし、次年度以降の滞納税額から除くこと

9年度中に大頂だ力したが思いて、これではとなるものであります。 未納額の解消についての対策につきましては、短期証、資格証明書を活用した納税折衝を進めつつも市税の収納対策同様に、いわゆる税をきちんと納めている方とそうでない方の不公平さを許さないという方針のもとに電話連絡、臨戸訪問による納税折衝に加え、夜間納税相談の開設や夜間納付窓口の設置、市外転出者に対する管外徴収等を実施しながら、平成18年度から積極的に行っている差し押さえ等を状況に応じて強化してまいりたいと考えているとこ

ろいろ処理をしておかなければならないという部分での措置というふうにも受け取れたのですが、結構あれですよね。それで、先ほど交付税の算入のことでいろいろやりとりあったのですが、普通会計から国保会計への繰出金ということで平成18年度のちょっと資料あるのですが、普通交付税、国保分の措置額ということで砂川市に3億2,679万2,000円という額が来ていると、措置額ですね。そして、実際に普通会計から国保会計へ繰り出ししたのが1億7,130万2,000円ということなのですが、これは全道のいろいろ市町村の例を見てみますと、国保分の措置額をより以上に負担している市町村が多いわけです。たまたま砂川はその措置額よりも半分、半分というか、結構少なく、ということは頑張っているという状況なのかというふうに思うのですが、それの関係についてその辺ちょさがより、

結構少なく、ということは頑張っているというす。
ということは頑張っているというす。
とわかりかったことで表して思ます。
の護長、北小原1号を強したいたがらいただとないというがあるというがあるというですが、それの関係について。
のですが、それの関係について。
のですが、それの関係についてのす。
の議長、北小原1号を強したいたがしたいたがしたがあるといただとないます。
の語したがままず、一般ではは短期証というが、とれただとではないます。
のいて、2回収にないます。
のいますが、2回収には短期証というが、2回収にないただとはできまず、2回収にないます。
のいまなが、3回収にないますが、3回収にないますが、3回収にないますが、3回収にないますが、3回収にないますが、3回収にないますが、3回収には近期が、3回収には近期が、3回収には近期が、3回収には近期が、3回収には近期が、3回収には近期が、3回収には近期が、3回収には近期が、3回収には近期が、3回収には近期が、3回収にはいたが、3回収にはいたが、3回収にはいて、3回収にはいて、3回収にはいて、3回収にはいて、3回収にはいて、3回収にはいいが、3回収にはが、3回収にはいいが、3回収にはが、3回収にはいいが、3回収にはいいが、3回収にはが、3回収にはが、3回収にはが、3回収にはが、3回収にはが、3回収にはが、3回収にはが、3回収にははいいが、3回収にははいいが、3回収にははいいが、3回収にははいいが、3回収にははいいが、3回収にははいいが、3回収にははいいが、3回収にははいいが、3回収にははいいが、3回収にははいいが、3回収にははいいが、3回収にははいいが、3回収にははいいが、3回収にははいいが、3回収にははいいが、3回収にははいいが、3回収にははいが、3回収にはが、3回収にははいが、3回収にははいが、3回収にははいが、3回収にははいが、3回収にははいが、3回収にははいが、3回収にははいが、3回収にははいが、3回収にははいが、3回収に

て、予防についていかがな考えを持っているか伺います。
〇議長 北谷文夫君 副市長。
〇副市長 小原幸二君 今交付税の関係でお話がありましたけれども、先ほどの場合については個別の事業というような部分でちょっと小黒議員さんの質問についてはそれぞれの費目でもってお話を申し上げました。私ども今特別会計、企業会計で結局算入されている部分、これは今総務部長のほうから答弁申し上げましたけれども、国保の関係については国保の運営、国保の運営基盤安定の、にかかわる交付税に算入されている部分がございます。これについては、これはすべて出しております。病院の関係等々についても交付税に算入されている基準財政需要額については出金を出していると、こういう状況でございますから、ですから、そういう状況の中で特別会計が悪くなっていい繰いが況は全くございませんし、一般会計、最終的には一般会計に負担が強いられるというような形況にもすから、その時点、その時点で特別会計、企業会計が健全な経営をしてもらわなければならないというような部分で考えておりますので、これは特別会計、企業会計で算入されている部分については出しているということでご認識をいただきたい。 ただきたい。それとある。

国保の予防の関係については市民部長のほうからご答弁申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。 ○市民部長 井上克也君 予防の関係でございますけれども、議員ご承知のとおり、今年4月からそれぞれ各保険者に特定健診、特定保健指導が義務づけられました。そのようなことから、これはもうまさに若い時代からの予防によって将来的な医療費の適正化を図るという目的であります。したがって、砂川市国保におきましてもしっかりと特定健診、特定保健指導につきましては計画を策定して計画達成のために努力をしてまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

〇議長 北谷文夫君 他にございませんか。 ○職民 れる人人名 他にこといるとんが。 [「なし」と呼ぶ者あり] これで議案第18号の総括質疑を終わります。 続いて、議案第19号の総括質疑に入ります。 これに職業第19号の総括質疑に入ります。 質疑ありませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり」 これで議案第19号の総括質疑を終わります。 にれて職業第一9500%行員焼き終わります。 続いて、議案第20号の総括質疑に入ります。 質疑ありませんか。 「なし」と呼ぶ者あり〕 これで議案第20号の総括質疑を終わります。 続いて、議案第21号の総括質疑に入ります 質疑ありませんか。 「なし」と呼ぶ者あり〕 これで議案第21号の総括質疑を終わります。 これで議業第21号の総括貝類を終わります。 続いて、議案第22号の総括質疑に入ります。 質疑ありませんか。 「なし」と呼ぶ者あり〕 これで議案第22号の総括質疑を終わります。 以上でとよりまする総括質疑を終わります。 以工で存譲気に対する総括真疑を終わります。 お諮りいたします。 ただいま議題となっております6議案は、全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中継 続審査を行うことにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ご異議なしと認め、そのように決定しました。 ◎日程第6 報告第1号 平成19年度砂川市健全化判断比率の報告について北谷文夫君 日程第6、報告第1号 平成19年度砂川市健全化判断比率の報告についてを議題とします。 〇議長 提案者の説明を求めます。 総務部長。 〇総務部長 善岡雅文君 (登壇) 報告第1号 平成19年度砂川市健全化判断比率の報告についてご説明を申し ○議長 北谷文夫君 総務部長。 ○総務部長 連結実質収支比率の全国で7位というようなことでございました。これについて実質赤字 比率といっていますけれども、現実に、実際には連結実質収支比率なのですけれども、赤字を出すために赤字といっていますので、ちょっとその違いはございますけれども、ご答弁をさせていただいたところであります。 この連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字でありますので、なしと報告させていただいたところであります。 うの連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字でありますので、連結実質収支比率というふうに言いかえます。 この連結実質本さにつきましては、黒字でありますので、連結実質収支比率というふうに言いかえます。 の、39%となるものであります。この比率の算出につきましては、一般会計、特別会計に係る実質収支額、特にので業会計に係る流動資産から流動負債を差し引くなどして求めた資金剰余額から算出するものでありますが、万7,00円あることなどから、資金剰余額が合計で42億7,015万8,00円と積まり、砂川市の標準財政規模、こっれが63億7,498万3,000円でございますので、これで割り返します。そういうに思います。 れが63億7,498万3,000円でございますので、これで割り返します。そういうに思います。 の、348万3,000円でございますので、これで割り返します。そういうに思います。 の、348万3,000円でございますので、これで割り返します。そういうに思います。 の、498万3,000円でございませんか。 に「なし」と呼ぶ者あり〕 れがることから、このよう でいることから、このよう ○議長 北谷文夫君 他に 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。 以上で第1号の報告を終わります。

> 報告第2号 平成19年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告

について

〇議長 北谷文夫君 日程第7、 とします。 報告第2号 平成19年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告についてを議題

提案者の説明を求めます。

建設部長。

〇建設部長 西野孝行君 報告第2号 平成19年度砂川市下水道事業の資金不足比率について報告いた (登壇)

します。 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成19年度砂川市下水道事業特別会計 決算に基づく資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり 審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。 平成19年度下水道事業特別会計の資金不足額の事業規模に対する比率である資金不足比率は、決算において88

万4, 000円の剰余額が生じたことから発生しないものであります。 なお、経営健全化基準は20%と定められており、資金不足比率が経営健全化基準を上回った場合は経営健全化計画を定めなければなりませんが、この基準による経営健全化計画の策定は平成20年度決算に基づくものから適用と

質疑ありませんか

「なし」と呼ぶ者あり〕 これで質疑を終わります

以上で第2号の報告を終わります。

報告第3号 平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告に ◎日程第8 ついて

〇議長 北谷文夫君 日程第8、報告第3号 平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてを議題と します。

提案者の説明を求めます。

市立病院事務局長。 〇市立病院事務局長 小俣憲治君 (登壇) 報告第3号 平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告につ いてご説明申し上げます。

いてこ説明中し上ります。 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成19年度砂川市病院事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

平成19年度病院事業会計の決算では、 流動資産46億1, 361万7, 流動負債3億4.345万

TM、1946内院事業会前の次昇では、派到員性40億1,301万/,000円、流到員頃3億4,345万9,000円となり、資金不足額が生じないことから、資金不足比率はなしであります。 なお、経営健全化基準は20%と定められておりますが、平成20年度決算から資金不足比率がこの基準以上の場合は経営健全化計画の策定及び外部監査の義務でけがなることとなるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。 議長、北谷文夫君 これより質疑に入ります。

J職及 れらくへん これで 質疑ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者ありまれて質疑を終われます。

以上で第3号の報告を終わります。

◎日程第9 報告第5号 監査報告 報告第6号 例月出納検査報告 北谷文夫君 日程第9、報告第5号 監査報告、報告第6号 例月出納検査報告の2件を一括議題としま 〇議長

。 監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

[れより質疑に入ります。

質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書につ ◎日程第10 意見案第1号

いて

意見案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について 意見案第3号 農業用生産資材高騰に関する意見書について 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書 について 意見案第4号

〇議長 北谷文夫君 日程第10、意見案第1号 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書について、 2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、意見案第3号 農業用生産資材高騰に関する意見 て、意見案第4号 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書についての4件を一括議題とします。 道路整備に必要な財源の確保に関する意見書について、意見案第 ついて、意見案第3号 農業用生産資材高騰に関する意見書につい 2号 新たな過域内東海の間ににより、 で、意見案第4号 介護労働者の人材確保と待遇改善に関する意見書 提案者の説明を求めます。 [「説明省略」と呼ぶ者あり〕 説明省略とのことでありますが、説明省略にご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり〕 一関議なし」と認め、説明を省略します。

「異議なしと認め、説明を省略します。 これより意見案第1号から第4号の質疑に入ります。 質疑ありませんか。

気がりませんが。「なし」と呼ぶ者あり〕これで質疑を終わります。続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、意見案第1号から第4号までを一括採決します。
本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

●閉会宣告 ○議長 北谷文夫君 これで日程のすべてを終了しました。 平成20年第3回砂川市定例会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでした。 閉会 午後 3時13分♀

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年9月11日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員